

平成 2 7 年 第 1 回

印西市教育委員会臨時会会議録

平成 2 7 年 2 月 2 4 日 (火)

平成27年第1回印西市教育委員会臨時会会議録

日時：2月24日(火)午後2時00分

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

- 日程第 1 委員長が指名する会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第1号
平成26年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について
- 日程第 4 議案第1号
平成27年度教育費補正予算案について
- 日程第 5 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

出席委員(5名)

1	番	委 員	大 野 忠 寄
2	番	委 員	青 山 光 男
3	番	委 員	寺 田 充 良
4	番	委員長	佐 藤 めぐみ
5	番	教育長	大 木 弘

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(2名)

教 育 部 長	高 島 一 郎
教 育 部 参 事 (教育総務課長事務取扱)	山 崎 剛

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 総 務 班 主 査	高 木 恵 美 子
教 育 総 務 課 総 務 班 主 査	安 西 浩 紀
教 育 総 務 課 総 務 班 主 査 補	櫻 井 治

(14時02分)

(開会の宣告)

佐藤委員長

ただいまから、平成27年第1回印西市教育委員会臨時会を開会いたします。

(開議の宣告)

佐藤委員長

これから、本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

佐藤委員長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

佐藤委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、1番大野委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

(会期の決定)

佐藤委員長

日程第2 会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日といたします。

(報告第1号)

佐藤委員長

日程第3 報告第1号 平成26年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、報告第1号 平成26年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。

印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を印西市教育委員会児童・生徒表彰規程第3条第3項の規定により、次のとおり決定したので報告する。

平成27年2月24日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘でございます。

それでは、ご報告させていただきます。

この表彰につきましては、市内の小・中学校に在籍する児童・生徒及び団体に対して、学芸・スポーツ等の分野においてすぐれた成績をおさめたとき、及び他の模範となる行動をしたときに、その功績をたたえ表彰するものでございます。2月の教育委員会定例会におきましてご報告をさせていただきましたけれども、その後、事案として発生しました追加報告ということでございます。

今回表彰をいたしますのは、学芸・スポーツ部門の児童・生徒のそれぞれ個人1名、表にございますとおり、それぞれの方でございます。

まず、小林中学校第1学年の室井恒さん、平成26年度の明るい選挙啓発ポスター中学校の部におきまして最優秀ということでございます。も

う一人の方、いには野小学校第6学年、西岡功騎さん、第9回ちばキッズ陸上競技大会男子4×100mリレー第1位という成績でございました。

表彰につきましては、室井さんにつきましては2月13日に既に表彰をさせていただいております。西岡さんにつきましては3月3日火曜日に行う予定でございます。

報告第1号につきましては以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

以上で、日程第3 報告第1号 平成26年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを終わります。

(議案第1号)

佐藤委員長

日程第4 議案第1号 平成27年度教育費補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第1号 平成27年度教育費補正予算案について。

平成27年第1回印西市議会定例会に提出する平成27年度教育費補正予算案について、別紙のとおり市長に申し入れる。

平成27年2月24日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第1号についてご説明いたします。こちらの補正予算書と審議資料をご覧くださいと思います。

今回の補正予算は、本日配付しておりますこちらの小・中学校普通教室へのエアコン整備の考え方、こちらに基づきまして小学校20校分の整備費用について補正するというものでございます。このエアコン整備のための調査・設計も進みまして、今、報告させていただいたとおり、この考え方をまとめさせていただきました。この考え方に基づきまして補正予算書を調製いたしましたので、ご説明をさせていただくものでございます。

このエアコン整備の考え方の概要でございますけれども、小・中学校29校の普通エアコンの整備につきましては、平成27年度から2カ年で整備する予定で考えております。これまでの基本の考え方としておりました、小学校を2カ年、中学校を1年で整備するという3カ年の整備計画に対しまして、1年前倒しの計画としております。これによりまして、小学校・中学校ともそれぞれの学校間にほとんど差のない供用開始が見込める計画となりましたことから、従前の計画と比較いたしまして前進した計画となっております。

この辺の考え方につきましては、こちらの小・中学校普通教室へのエアコン整備の考え方の3ページから6ページにまとめてございますので、

後ほどご覧いただければと思います。

それでは、補正予算書を具体的に説明させていただきます。補正予算の内容につきましては、1ページの歳出、経費の補正、そして続きまして、2ページ目の継続費の補正、この内容でございます。

まず1ページでございますけれども、小学校施設整備改修事業といたしまして、小学校20校分の普通教室エアコン整備費6億6,400万円を補正するものでございます。

続きまして、2ページ目、継続費でございますが、こちらについては、小学校20校分の整備に必要となりますそれぞれの学校の工事の期間、それから国庫補助金の動向などを勘案しながら2カ年で柔軟に対応していく必要がございます。このようなことから、平成27年から28年までの2カ年の継続費を設定いたしまして整備してまいりたいというふうに考えております。小学校20校分の整備費総額で8億3,000万、27年度の年割額といたしまして6億6,400万、28年度の年割額といたしまして1億6,600万円を予定いたします継続費を設定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

非常に迅速に対応していただいているなという印象です。前倒しで実施していただけるということですので、大変ありがたいと思います。本当にご苦労さまです。

佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

大野委員。

大野委員

20校を、なかなか同時進行という形は難しいかと思っておりますけれども、規模というぐあいになるのか、もしくは地区別とか、どのような方法で工事を進めるかについてお聞かせいただければと思います。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、お答えさせていただきます。今日配付いたしました整備の考え方の、先ほど申し上げました6ページをご覧いただきたいと思いません。

小学校20校の整備につきましては4段に書いてございまして、まず一番上、キュービクル改修校というものがございます。こちらは、学校の現場を調査いたしましたところ、2校、エアコン整備に合わせましてキュービクルを改修することが効率的であるという結果が出ましたので、このキュービクルを改修するに当たりましては、発注から製作まで5カ月程度かかってまいります。それで、設置については3週間程度かかるというようなこととなりますので、28年の夏休みを利用して設置をしたいと、その前に製造してエアコンの整備もあわせてその前に行うという

こと、ここを基本といたしまして、それぞれ以下、オープン教室を有する学校、普通規模校、そして小規模校というこのタイプ別の教室を、キュービクル改修校の供用開始時期に合わせて整備していきましょうということでございます。

あわせまして、国庫補助金を活用していくということがございますので、その動向を見ながら、ここの表にございます矢印の範囲の中でそれを基本として各学校を整備してまいろうと考えております。

大野委員
佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

はい、ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第1号 平成27年度教育費補正予算案についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号 平成27年度教育費補正予算案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第4 議案第1号 平成27年度教育費補正予算案については、原案のとおり可決されました。

(その他)
佐藤委員長

日程第5 その他について何かございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、その他ということでございます。

教育委員会制度改革についてということで、この制度改革につきましては、昨年9月の第9回の定例会におきまして、こちらのパンフレットをご覧いただきながら概要の説明をさせていただきました。改正法の施行が本年の4月1日からとなっておりまして、この新制度につきまして改めまして確認をさせていただきたいということで考えてございます。

本日は、事前に委員の皆様よりこの新制度に関するご質問をいただいておりますので、こちらにお答えするような形で進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

佐藤委員長

それでは、質疑をお願いします。

大野委員。

大野委員

質疑、2点ほどございます。

昨年9月の定例会の場で新制度についての説明があり、その際、総合教育会議の詳細やその担当部署をどこが行うかについては、市長部局と検討すると市の説明がありましたが、その後の検討の結果について改めてご説明願います。これが1点です。

佐藤委員長

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 ただいまのご質問に関しましては、まず総合教育会議の担当課でございますけれども、こちらについては市長部局の総務部内に担当部署を新設することになります。そちらのほうが担当ということになってまいります。総合教育会議の開催時期やその内容等この詳細についても、新設される担当部署を中心にして進めていくということになります。教育委員会といたしましても、担当部署、新設のところが連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

大野委員 はい、ありがとうございます。

佐藤委員長 ほかに質疑は。

大野委員 じゃ、続けてよろしいですか。

佐藤委員長 はい、お願いいたします。

大野委員 文科省からの通知文の2ページに、現行の教育長が教育委員会の委員の一人であるのに対し、新「教育長」は教育委員会の構成員であるが、委員ではないとの文言があるが、これは何を示しているのかご説明願います。

佐藤委員長 教育総務課長。

教育総務課長 では、お答えいたします。

現行法におきましては、非常勤である教育委員の中から、教育委員会議におきまして教育長を任命しているというところでございます。これに対しまして改正法におきましては、首長、市長が議会の同意を得て直接教育長を任命するということになります。したがって、その身分も常勤の特別職という形になってまいります。教育委員の中から教育委員会を通じて任命する形が今まで、新制度におきましては市長みずから任命していくというところでございます。

佐藤委員長 よろしいですか。

大野委員 はい、ありがとうございます。

佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

青山委員 青山委員。

青山委員 じゃ、私も2点質問させていただきたいと思います。

まず1点は、通知文の4ページ、5ページにあります教育委員会議の後の議事録の作成と、それから、それをホームページ等を活用して公表することが強く求められるということが書かれていますけれども、現状、教育委員会議については議事録等も作成されていると私は理解しておりますけれども、ホームページ等を活用して公表ということが強く求められると書かれています。今の現状、議事録は恐らく作成されていると思いますが、ホームページ等の活用についてはどうなのか、今の現状を教えてくださいたいと思います。これが1点です。1点ずつでいいですか。

佐藤委員長 はい。

教育総務課長。

教育総務課長 議事録につきましては速やかに作成して公表しているということでございます。この公表の中で、ホームページ等を活用して現在も行っているところがございますけれども、これまで以上にといいますか、これまでと同様ということになるかと思っておりますけれども、速やかに会議録を調製の上、ホームページでも公表していくことは続けていきたいと考えております。

佐藤委員長 青山委員。
 青山委員 現在もホームページで掲示されているのでしょうか。
 佐藤委員長 教育総務課長。
 教育総務課長 議事録については、ホームページ上で公表してございます。
 青山委員 はい、わかりました。ありがとうございます。
 佐藤委員長 さらにお願いいたします。
 青山委員 続いて、6ページ以降の大綱について質問いたします。
 市長が大綱を策定するということになるようですけれども、現在、教育委員会が策定している教育振興基本計画というのがございます。現行のその計画との兼ね合いということはどうなるのかということと、それから、大綱の策定というのは市長がなされるので、ここでお聞きすることなのかどうかわかりませんが、いつごろ策定されるのか、2点ほど大綱にかかわって教えていただければと思います。

佐藤委員長 教育総務課長。
 教育総務課長 大綱につきましては、いつまでに策定しなければいけないというようなところはないというところがございますけれども、法律改正の趣旨からいきますと、なるべく早い時期に大綱をつくっていくところが望ましいとされております。
 また、大綱と現行の教育振興基本計画との兼ね合いでございますけれども、こちらは総合教育会議において、現行の教育振興基本計画等を大綱に位置づけるということが会議で決定されれば、それを大綱にかえることができるということにもなっておりますので、こちらについては総合教育会議の中で検討・協議をしていただいて、どうするのかということとはこれから調整していただければと考えます。
 もう一点の策定期限については、先ほど申し上げましたとおり、なるべく早い時期に方針を決定して策定していくことが望ましいというふうにされているというところがございます。

青山委員 はい、わかりました。ありがとうございます。
 佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
 寺田委員 寺田委員。
 寺田委員 私のほうからも2点質問させていただきます。
 大綱については、総合教育会議において教育委員会との協議・調整の上、地方公共団体の長が定めるとされてはいますが、調整がつかない場合の事項を長が大綱に記載したときはどのようになりますか。

佐藤委員長
教育総務課長

教育総務課長。

ご質問の事態にならないように十分な協議・調整が行われるというところが、まず大事なのかなというふうに考えます。ただ、仮にそのような事態が起こった場合、なかなか十分な調整がつかない中でその事項を大綱に記載された場合、市長が積極的にそういうことをした場合についても、この教育に関する事務の執行権限というのは引き続き教育委員会が持つということになっておりますので、その事務の執行についての判断は教育委員会がすることになると考えます。

佐藤委員長
寺田委員
佐藤委員長
教育総務課長

寺田委員。

つまり、再度調整するという形になりますか。

教育総務課長。

それもありますし、どうしてもその調整がつかない場合については、執行権限を有する教育委員会の判断が最終的になっていくということになろうかと思えます。

寺田委員
佐藤委員長
寺田委員

わかりました。

寺田委員。

もう一つ質問します。

教育委員会は毎月、今、開催していますけれども、総合教育会議も同じような頻度で開催されることになるんですか。

佐藤委員長
教育総務課長

教育総務課長。

総合教育会議の開催頻度ということでございますけれども、こちらにつきましても、先ほど申し上げました新設される担当部署との協議の中で決めていくと、調整されるものと考えておりますけれども、一般論としましては、この定例の教育委員会議のように、教育委員会が所管する事務の全てを協議・調整するというものではなくて、主立ったものを総合教育会議の中で教育委員さんと市長が調整していくということでございますので、少なくとも毎月開催するようなものではないと考えております。今後、担当部署、教育委員会の中で調整されていくと考えております。

佐藤委員長
寺田委員

寺田委員。

その件は、市長部局に担当が新設されますよね。そことの協議になるんですか。

佐藤委員長
教育総務課長
寺田委員
佐藤委員長

教育総務課長。

そのようになると考えます。

そうですか。わかりました。

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

では、私のほうからお願いいたします。

昨年9月に説明いただきましたときに、4月1日の改正法施行以降においての経過措置として、現教育長が任期満了となる平成28年9月末まで

は、現状の教育長と委員長が併存するのご説明をいただきました。委員長の任期は1年であるので、教育長の任期満了前に委員長の任期が切れてしまうということになります、これについてはどのような扱いになるのかお教えいただきたいと思います。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、お答えします。

委員長の任期は1年ということになりますので、実際に当てはめてみますと、委員長の任期が本年の9月30日までということになります。現在の教育長の任期満了までは、引き続き現行法による体制が継続されるということになりますので、委員長につきましても、次期の教育委員会において従来どおり選任をしていただくということになります。

佐藤委員長

ありがとうございます。

もう一点お願いいたします。

現状では印教連の教育委員長会議が年1回開催されております。前回の教育委員長会議でも実はこれは話題になったことなんですが、この会議の扱いというのは今後どのように変わっていくのか、お教えいただければと思います。

教育総務課長。

教育総務課長

いわゆる印教連の教育委員長会議の開催につきましては、構成自治体の教育長の任期というものにも関連してまいります。そういうことで、委員長会議の中でこれから協議・決定されることになるかと考えております。

佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

大木教育長。

教 育 長

今の最後のご質問の教育委員長会議の件ですが、印教連の常任委員会の中で話題になりまして、7市2町の教育長の任期がばらばらになっておりますので、教育委員長の数が今9名いるわけですけれども、少しずつ少なくなってくると。それで、最後の1人になったら会議どころではないわけですので、ある程度のところで委員長会議という形のものはないことになるだろうということは、話題にはなっております。決定ではありません。

以上です。

佐藤委員長

ありがとうございます。

それとは別に、教育長は教育長会議がございましたので、今度、教育委員としての会議というのは、あるいは、今お話がありましたけれども、教育委員からの非常勤職の教育委員長がいてまた教育長がいるという中でしばらくは行われていくというような感じになるという理解でよろしいのでしょうか。

教育長。

教 育 長

そのような形になるだろうと言われております。

以上です。

佐藤委員長 わかりました。ありがとうございます。
ほかに何か質疑ございませんでしょうか。

各委員 なし

佐藤委員長 それでは、ほかにその他ございますでしょうか。
教育総務課長。

教育総務課長 それでは、次回の会議の予定でございます。3月20日に定例教育委員会を開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
3月20日金曜日14時から、この会場ということで、ご予約のほうをよろしく願いいたします。

佐藤委員長 これで、日程第5 その他を終わります。

(閉議の宣告)

佐藤委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

(閉会の宣告)

佐藤委員長 これで、平成27年第1回印西市教育委員会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでございます。

(14時30分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年2月24日

委 員 長 佐 藤 め ぐ み

署 名 委 員 大 野 忠 寄